

## 第3章 計画の基本的な方針

### 1 基本目標

こどもを取り巻く状況などを踏まえた上で、本村が社会全体でこども・子育てを支えていくための基本目標を次のとおり掲げます。

#### 目 標

#### 自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現

##### 『自分らしさ』

こどもは、ひとりの人間として自分らしく成長することが重要です。

そのため、こどもが夢や希望に向けてライフデザイン<sup>※1</sup>を描き、その実現に向けた取り組みを周囲がサポート<sup>※2</sup>し、「自分らしく」生きること、成長することの楽しみや実感を得られる体制をつくります。

特に、こどもが置かれている個別の環境にかかわらず、すべてのこどもが等しく、自分の力で成長でき、夢や希望を持つことができるよう取り組みます。

##### 『笑顔があふれる』

笑顔は、こどもが置かれている環境のバロメーターです。

多くの「笑顔があふれる」ということは、こどもが物質的にも環境的にも精神的にも満たされ、幸せを実感していることにほかなりません。

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができ、すべてのこどもが、幸せを実感し笑顔に包まれることができるよう取り組みます。

##### 『こどもまんなか』

すべての大人がこどもの視点に立ち、こどもの利益を最優先に考え、こどもが権利を保障されながら成長することのできる、「こどもまんなか」社会が実現できるよう取り組みます。

---

※1 ライフデザイン：結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画。人生計画。ライフプラン。

※2 周囲がサポート：こどもが「やりたい」「したい」気持ちになった時に、それを実現できる可能性を最大限に準備する。

## 2 基本理念

本村の「こども計画」の基本理念を以下のように定めます。



心身が健康で健全な  
自立を実現できる  
社会づくり

○すべての子どもが、それぞれの成長過程において心身ともに健やかに過ごすことができ、激しく変化する時代においても、周囲の支援で成長していくことができる社会の実現

○子どもの意見表明や社会参画の機会が確保され、ひとりの村民として活躍できる場が確保・提供される社会の実現



誰もが  
ライフデザインを  
実現できる  
社会づくり

○誰もが、その経済状況や、疾病、障がいの有無、性別や国籍などにかかわらず、自らが描くライフデザインを実現でき、等しくその存在を認められ、自分らしく生きることができる社会を実現する。

○社会全体で、それぞれのライフステージに応じた切れ目なく包括的な相談・支援を受け、誰もがライフデザインを描くことができ、それに向かう取り組みを支援できる社会を実現する。



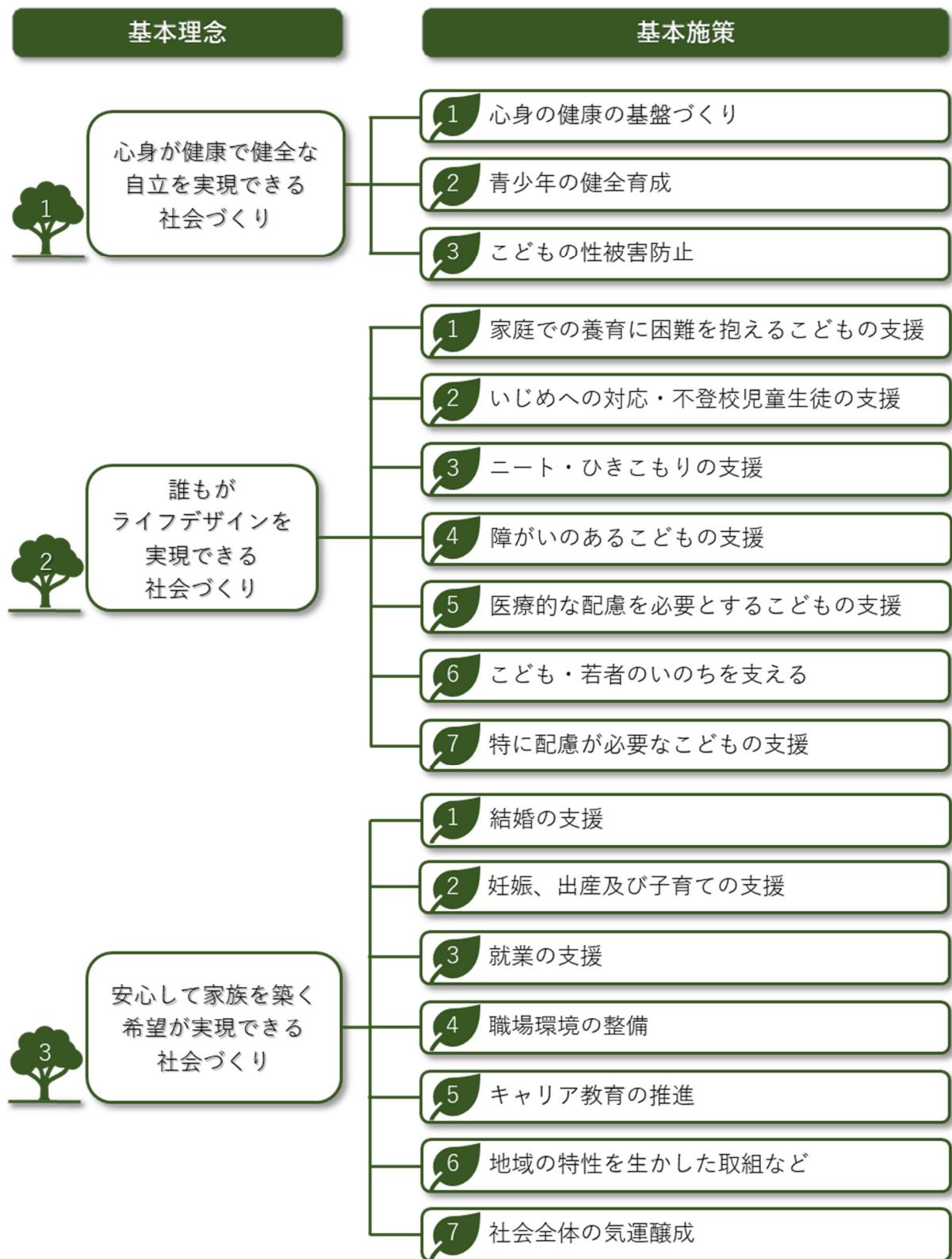
安心して家族を築く  
希望が実現できる  
社会づくり

○家庭を築きこどもを育てるに関する経済的負担の軽減や、仕事と子育てが両立でき、安心して家族を築くことのできる、だれもが将来に希望が持てる社会を実現する。

○若者や子育て世代が、安心して家族を持つことができ、暮らしてよかったと実感できる社会を実現する。

### 3 施策体系

本施策体系図は、南箕輪村こども計画が目指す「自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現」を実現するための具体的な取り組みを体系的に整理したものです。各施策は、こどもたちが安心して学び、遊び、成長できる環境を地域全体で創出するため、多角的な視点から構成されています。



## 第4章 施策の展開

### 1 心身が健康で健全な自立を実現できる社会づくり

#### (1) 心身の健康の基盤づくり

##### ① 現状



- ・すべての子どもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力により子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。
- ・子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められています。
- ・すべての子どもが生涯にわたる心身の健康の基盤を築き、主体的に健康を管理できる力を育むために、規則正しい生活習慣の定着支援、運動機会の確保、こころの健康支援の充実、そして家庭・地域・関係機関が連携した包括的かつ継続的な健康推進体制の確立が求められています。

##### ② 課題

- ・本村では、転入者が多く、核家族化も進んでいることから、育児不安を抱える保護者からの相談が多様化しています。
- ・乳幼児のころから生活リズムや食習慣などが乱れがちになっているケースも見受けられます。
- ・発達障がいなど専門的な関わりが必要な子どもが増えてきています。

##### ③ 施策の展開

###### (ア) 規則正しい生活習慣の確立

###### ○ 健康的な生活習慣の定着支援

- ・家庭や保育園、学校などと連携して子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけることができるよう支援します。

###### (イ) 子どものこころの健康支援の充実

###### ○ こころの健康に関する早期発見・早期支援の強化

- ・保育園、すくすくはうす及び学校等において、子どもたちのこころの健康を重視し、早期発見・早期対応ができる相談体制を強化するとともに、子どものこころの不調を早期に発見できる体制を強化します。

###### ○ 相談体制の充実と専門機関との連携

- ・学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに子どもや保護者が気軽に相談できる体制を強化します。
- ・必要に応じて医療機関や専門機関へのスムーズな接続を推進します。

(ウ) 家庭・学校・地域・関係機関の連携による健康推進体制の構築

○ 保護者への健康啓発

- ・栄養、口腔ケア、運動、睡眠、こころのケア等、子どもの健康に関する保護者向けの研修会等を開催し、意識の高揚を図ります。

○ 子どもを取り巻く地域スポーツ環境の充実

- ・学校における教育活動への専門指導員など（体育専科）の配置を充実させ、遊びを通じたスポーツや運動習慣づくり、様々なスポーツやトレーニングの紹介・育成などを通じ、学校における授業、スポーツ活動の充実と安全性を確保します。

○ 障がいのある子どもの運動機会の充実と障がい者スポーツに対する理解の促進

- ・障がいのある児童生徒のスポーツや運動機会の充実、みんなで取り組めるスポーツ環境の整備などを通じ、障がいのある子どもの運動機会の充実と障がい者スポーツに対する理解を促進します。

○ 部活動と休日地域クラブ活動への支援強化

- ・長野県や村の中学校スポーツ・文化活動ガイドラインに基づく子どもたちの育ちに応じた適正で効果的な活動を通して、生涯にわたり運動や文化活動に親しむ子ども（生徒）の育成を目指します。
- ・子どもたちがやりたいスポーツ・文化活動を支援し、多様なニーズに応じた経験ができる環境づくりに取り組みます。

○ 関係機関との連携強化

- ・子どもたちの健康について、関係各課、医療機関、保育園、学校などが連携して切れ目のない支援を提供できる体制を強化します。

○ 地域全体での健康づくり意識の醸成

- ・子どもの健康に関する啓発活動を行い、地域全体で子どもたちの心身の健康を見守り、支え合う意識を醸成します。

○ 環境整備

- ・子どもの心身の健やかな成長に資するためこども館の整備、保育事業及び施設の充実、大芝公園や児童公園の整備に取り組んでいきます。

## (2) 青少年の健全育成

### ① 現状



- ・青少年はかけがえのない存在であり、未来に向けて一人ひとりが健やかに成長していくことは、私たち村民の願いです。
- ・青少年健全育成に関わるこれまでの課題に加えて、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などによるいじめや人との関わりをうまく結べず孤立する青少年の増加など、深刻な課題も増加しています。
- ・青少年の心豊かで健やかな成長を支援していくためには、これまで以上に、家庭、学校、地域をはじめ企業、行政など、社会を構成するすべての組織、そして青少年を含む村民一人ひとりが手を携え、青少年育成に取り組んでいくことが必要となっています。

### ② 課題

- ・近年の高度情報化社会の急速な発展は、利便性の向上の反面、多感な時期の青少年に悪影響も及ぼすこともあります。
- ・社会環境の変化は、大人の意識にも影響を与えたり、青少年の健全育成を支える家庭や地域コミュニティが変化したりしてきており、青少年の育成を支援する新たな体制づくりも課題となっています。

### ③ 施策の展開

#### (ア) 家庭と地域への関わり

##### ○ 地域活動の充実

- ・家庭をはじめ地域社会において、青少年が自立に向けて多様な体験や社会参加を経験できるような機会を充実します。
- ・青少年の自主的な相互の交流を促進し、幅広い仲間づくりが推進できるように、各地区や地区PTAなど健全育成に関わる関係機関や団体の連携強化を促進します。
- ・こどもたちのニーズに合わせた居場所づくりに努めながら、青少年活動を充実させ、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

##### ○ 青少年のむらづくりへの参画促進

- ・関係機関や各種団体との情報共有を図り、むらづくりに関する活動やイベント、ボランティア活動、文化・伝統の継承活動などへの青少年の自発的な参加を促進します。

#### (イ) 相談体制の充実

##### ○ 相談・啓発活動の充実

- ・青少年の悩みや非行などの問題に対して、安心して相談できる体制を強化するため、こころの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などを活用します。

- ・青少年健全育成に関する相談をこども家庭センターと連携して実施します。

- 青少年健全育成推進体制の充実

- ・子どもの居場所づくりや青少年活動を充実させるため、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

- 育成環境の整備

- ・子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、子どもを性被害から守り、安全で安心して暮らすことのできる社会環境を整備します。

- ・スマートフォンやインターネットなどの正しい使い方について広報・啓発活動を進めます。

- ・情報リテラシーに関するアンケートを実施し、そのアンケート結果に基づく研修会等を実施します。

### (3) 子どもの性被害防止

#### ① 現状



- ・子どもの性被害とは児童買春、児童ポルノの製造など、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違法行為をいい、「児童の性的搾取」とも呼ばれています。
- ・子どもの性被害は、SNS やオンラインゲームを通じて発生するなど、子どもの身近に存在し、そのリスクも高まっています。
- ・本村の各学校においては、養護教諭や保健体育の授業での取り組み、外部講師を招いての講演会等により性教育を実施しています。
- ・村では「第5次南箕輪村男女共同参画計画」において、「安全・安心なくらしの実現」として、「DV<sup>※1</sup>や性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校や村内諸団体等を通じて、関連する情報と学習機会の提供を行う」や「国や長野県等が主唱の「若年層の性暴力被害予防月間」への協力」「被害を受けた人・子どもの安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる保護救済に対する体制づくりを推進」などの取り組みを行っています。
- ・アンケート結果から本村の子どもたちも、一日の多くの時間を LINE、X(旧 Twitter)、Instagramなどの利用に費やしており、この傾向は小学生の低学年でも見られます。
- ・このような状況の中、各学校では、学校で使用するタブレットなどの使用やネット利用に関する講演会などを通じて、ネットリテラシー<sup>※2</sup>教育を実施しています。

#### ② 課題

- ・子どもを性被害から守ることは、保護者を含めた大人の責任です。子どもたち一人ひとりが、健やかに成長することができる社会を構築することが急務となっています。
- ・学校においては、養護教諭や保健体育の授業での取り組み、外部講師を招いての講演会等により性教育を実施していますが、児童生徒の発達段階（受容能力）について十分考慮することや、保護者や地域との連携を推進することが課題です。
- ・すべての子どもたちが安全に、そして安心して生活し、健やかに成長できるためには、子どもの性被害を未然に防ぎ、万が一被害に遭った場合に適切な支援を行う体制の構築が不可欠です。

※1 DV:「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は関係があった者から振るわれる暴力。

※2 ネットリテラシー:インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力。

### (③) 施策の展開

#### (ア) 予防教育の推進と子どもの自己肯定感の育成

##### ○ 年齢に応じた性教育・防犯教育の実施

- ・子どもたちが性被害から身を守るために知識とスキルを習得できるよう、年齢や発達段階に応じた性教育・生命（いのち）の安全教育を推進します。
- ・保育園から小中学校まで、包括的性教育の仕組みを参考にしながら発達段階に応じた継続的な性教育を充実させます。
- ・「自分のからだを大切にする」「いやなことはいやと言う」といった自己決定権や自己防衛意識を育む教育を推進します。

##### ○ インターネット・SNS の安全利用教育

- ・インターネットや SNS に潜む性被害のリスクを子どもたちに教え、安全な利用方法や危険を回避するための知識を習得できるようにします。

##### ○ 意識啓発への取組

- ・DV や性暴力などは、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校などを通じて、関連する情報と学習機会の提供を行います。

#### (イ) 早期発見体制の強化と相談しやすい環境づくり

##### ○ 大人への啓発と子どもの SOS に気づく視点

- ・保護者、教職員、地域住民向けに、子どもの性被害に関する正しい知識や被害のサインに気づくための研修や啓発活動を実施します。
- ・子どもからの SOS の出し方に関する教室を学校と連携して行い、子どもからの SOS を真摯に受け止める意識を醸成します。

##### ○ 相談体制の強化

- ・子どもや保護者が性被害について安心して相談できる体制を強化し、周知を図ります。

#### (ウ) 被害者支援体制の強化と多機関連携の推進

##### ○ 被害者支援の充実

- ・被害者の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制づくりを推進します。
- ・DV などの被害者が早期に日常生活を取り戻すことができるよう、精神的、経済的な負担の軽減を図るための犯罪被害者給付制度など、各種犯罪被害者支援制度の周知を図ります。

##### ○ 関係機関との連携体制の構築

- ・警察、児童相談所、医療機関、学校などの関係機関と情報共有とケース検討を行うなど、連携体制の強化を図ります。

- ・被害者への切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。
- 地域社会における見守り体制の強化
- ・地域全体でこどもたちを見守り、不審者情報などの共有、各地区における防犯パトロールの強化など、安全な地域環境づくりを推進します。

## 2 誰もがライフデザインを実現できる社会づくり

### (1) 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

#### ① 現状

- ・近年、経済的困窮、保護者的心身の不調、孤立、ひとり親家庭の増加、多文化家庭における言葉や文化の壁など、家庭が抱える課題は複雑化・多様化しています。
- ・子どもが適切な養育を受けられなかったり、学習や生活面で困難を抱えたりするケースが増加し、早期発見と適切な支援が求められており、本村では乳児検診の際に、家庭問題などを把握し早期に対応できる体制を構築しています。
- ・小中学校では、子どもの日常の様子から家庭の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、確かな支援に繋げています。
- ・生活困窮者などの自立に向けた取り組みとしては、南箕輪村社会福祉協議会、生活就労支援センターまいさぽ、民生児童委員、ケースワーカー<sup>※1</sup>などとの連携を密にし、生活上の悩み・課題・問題などに対応できる相談・支援体制の充実に努め、生活保護実施機関である上伊那福祉事務所など関係機関との連携を密にし、支援を行っています。



#### ② 課題

- ・地域社会や関係機関がこれらの家庭のSOSを早期に察知し、必要な支援へつなげる体制の強化が必要です。
- ・すべての子どもが夢や希望に向けてチャレンジできる社会を実現するためには、家庭での養育に困難を抱える子どもたちへの支援強化が必要です。

#### ③ 施策の展開

##### (ア) 早期発見と包括的支援体制の構築

###### ○ 相談窓口の周知と機能強化

- ・家庭児童福祉相談の機能強化など、養育に関する相談機能の周知・充実を図ります。
- ・専門知識を持つ相談員を配置し、多様な相談内容に対応できる体制を強化するとともに、オンライン相談などアクセスしやすい手段も検討します。

※1 ケースワーカー：公的機関である福祉事務所や児童相談所で、病人や障がい者、一人暮らしの高齢者など日常生活で困っている人の相談に乗る専門職。

○ 関係機関との連携強化

- ・南箕輪村こども家庭センターを中心に、関係機関と連携しながら「南箕輪村版ネウボラ※1」として、妊娠期から 18 歳までの切れ目のない支援をし、安心して子育てができる環境や支援体制の充実を図ります。
- ・支援が必要なケースに対しては、南箕輪村要保護児童対策地域協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、多角的な視点から支援できる体制を確立します。
- ・広域的な支援機関（児童相談所など）との連携を強化し、専門性の高い支援が必要なケースに対応できるようにします。

(イ) こどもと保護者への多様な支援の提供

○ 生活・学習支援の充実

- ・家庭において基本的なしつけや言葉遣い・生活習慣・コミュニケーション能力などの生きていく上で必要なスキルを身に着けられるよう、家庭教育の具体的なあり方をまとめ、啓発活動を行います。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、PTA などの団体と連携した家庭教育を支える体制づくりを推進します。

○ ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の生活の状況を把握した上で、経済的支援及び関係機関と連携した生活支援事業を行うなど、実態に基づいた適切な支援を行います。就業活動や疾病や学校行事への参加などのための一時的な生活援助、家庭における保育サービスが必要な場合、ひとり親家庭日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣を実施し、生活の安定を図ります。

(ウ) 地域社会全体での見守りと理解促進

○ 地域住民への啓発活動と協力体制の構築

- ・家庭児童福祉相談の機能強化、こども相談室など、養育・育児に関する相談機能の充実に取り組みます。
- ・家庭での養育困難や虐待のサインについて、地域住民向けの研修会や広報活動を通じて理解を深めます。
- ・地域の民生児童委員や児童委員などと連携し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見・見守り体制を強化します。

---

※1 ネウボラ：フィンランド語で「アドバイス（助言）の場所」という意味。妊娠や出産、育児をサポートする支援制度や施設のこと。

## (2) いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

### ① 現状



- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命またはからだに重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっておりその解決に向けた対策が求められています。
- ・すべての子どもが安心して学校生活を送り、夢や希望に向かってチャレンジできる社会を実現するためには、いじめへの適切な対応と不登校児童生徒へのきめ細やかな支援が求められています。
- ・本村では、平成31年3月に「南箕輪村いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に取り組んでいます。
- ・学校ごとに、国の「いじめ防止などのための基本的な方針」、長野県の「いじめ防止などのための基本的な方針」及び「村いじめ防止基本方針」を参照して、その学校の実情に応じ、自らの学校としてどのようにいじめ防止などの取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」として策定しています。
- ・学校内にいじめ問題に組織的に対応するため、いじめ防止などの対策ための組織を設置しています。

### ② 課題

- ・近年では、従来の暴力や言葉によるものに加え、インターネットやSNSを利用した「ネットいじめ」など、その形態が多様化・巧妙化しています。いじめの発見が困難になり、潜在化しやすい状況にあるため、早期発見・早期対応がより一層必要となっています。
- ・不登校児童は増加傾向があります。不登校の要因は、いじめだけでなく、学業不振、友人関係、発達上の課題、家庭環境の変化など多岐にわたり、一つではないことが多く、複合的な要因が絡み合っています。そのため、画一的な支援では対応しきれず、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- ・スクールカウンセラー（SC）※1やスクールソーシャルワーカー（SSW）※2、医療機関、フリースクール、地域などの関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・いじめや不登校の問題に対しては、家庭や地域社会との連携も不可欠です。保護者が子どものいじめや不登校に気づきにくい、あるいは学校との連携方法が分からぬといった課題もあります。地域社会全体で子どもを見守り、支援する意識が十分に醸成されていないと、不登校の子どもが孤立し、社会との接点を失ってしまうリスクがあります。

※1 スクールカウンセラー：「心の専門家」として臨床心理士などが携わり、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う。

※2 スクールソーシャルワーカー：問題を抱える児童生徒に対し、その児童の環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。

・本村のすべてのこどもが安心して学び、それぞれのペースで成長できる環境を構築するためには、いじめの根絶といじめからこどもを守るための社会基盤の強化、そして不登校児童生徒への包括的かつ継続的な支援体制の確立が必要です。

### (③) 施策の展開

#### (ア) いじめの未然防止・早期発見・早期対応の強化

##### ○ いじめ防止教育の充実

- ・学校でいじめの定義や、いじめは絶対にいけないことであるという共通認識を醸成するため、道徳教育や人権教育を継続的に実施します。
- ・ネットいじめ防止のため、情報リテラシー<sup>※1</sup>教育を強化し、情報通信機器の適切な利用を指導します。
- ・こどもたちが考えた、南箕輪小学校「いじめを絶対しま宣言」、南部小学校「なかま宣言」、南箕輪中学校「人権宣言」を基に、学校生活を豊かにします。

##### ○ 相談体制の強化と早期発見の仕組みづくり

- ・学校におけるいじめ相談窓口の周知を徹底し、こどもたちが安心して相談できる環境を整備します。

#### (イ) 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化

##### ○ 南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会の開催と情報共有

- ・重大な問題が起こった際には早急に学校関係者、児童福祉や警察など関係機関、法律や福祉に関する団体や保護者の代表などで構成する南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめや不登校に関する情報共有と連携を密に行います。

##### ○ 相談支援体制の整備

- ・教育委員会及びこども相談室などを窓口とし、村民などの来所、電話などによる相談を受け、早期発見や早期の適切な対応を図ります。
- ・学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な対応を行うとともに、保健師などとの連携による対応を進めます。

---

※1 情報リテラシー：情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力。膨大な情報の中から信頼できる情報を選び出し、正確に理解・分析するためにも情報リテラシーというスキルが求められている。

○ 地域社会全体での見守り・支援

- ・いじめ問題の防止や解決のためには、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことが大切です。
- ・そのためにも、PTA活動や公民館活動、青少年健全育成会活動、放課後児童クラブ、信州型コミュニティースクールなどを通じて、いじめ問題に対する地域全体の意識を高めることが、いじめの芽に気づくことや早期発見、未然防止につながります。さらに、児童相談所や警察などの関係機関と連携体制を築き、いじめから児童生徒を守ります。

(ウ) 不登校児童生徒への個に応じた支援

○多様な学びの場の提供と学習支援

- ・小中学校及びこども館に設置されている教育支援センターと民間のフリースクールなど適切に連携し、多様な学びと居場所の提供をします。
- ・不登校児童生徒に対応するため、教育支援センターの支援員やこころの教室相談員などと連携を図り、不登校対策に引き続き取り組みます。

○専門家によるきめ細やかなサポート

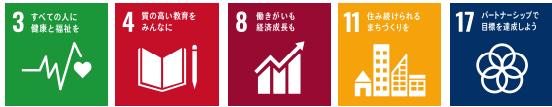
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、不登校児童生徒や保護者に対し、継続的なカウンセリングや生活支援を行います。
- ・必要に応じて医療機関や専門機関と連携し、心理的・精神的なサポートを充実させます。
- ・学校復帰の際は円滑な移行支援を計画的に行います。

---

※1 教育支援センター：小学校及び中学校の不登校の児童生徒を対象に、学校復帰に向けて集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うために設置。

### (3) ニート・ひきこもりの支援

#### ① 現状



- ・すべての子どもたちが将来に希望を持ち、社会の一員として活躍できるために、ニート※1やひきこもり※2状態にある若者への適切な支援が求められています。
- ・近年、核家族化や移住等により近くに頼る人がいないケースや高齢者のひとり暮らし、ひきこもりなど社会のつながりが希薄となることによって生じる孤独・孤立問題が深刻化しています。
- ・本村におけるニートの数は把握していませんが、こども課、福祉課及び健康医療課などが相談窓口となり、各種相談に対応しています。
- ・民間や行政などが連携しながら進めるための組織「南信子ども・若者サポートネット」において、社会的に自立できない若者の支援を行っています。

#### ② 課題

- ・ニートと呼ばれる若者は増加傾向にあり、将来、社会とのつながりを持つ際に、様々な困難が生じる可能性があるため、家族、地域、関係機関、行政が連携して取り組む必要があります。

#### ③ 施策の展開

##### (ア) ニート・ひきこもり状態の早期発見・早期支援の強化

###### ○ 相談窓口の周知と強化

- ・ニートやひきこもり状態にある若者本人と家族が安心して相談できる体制を強化するため、こども課、福祉課及び健康医療課で相談に対応していることを、広報誌、ウェブサイト、SNSなどを活用して周知を行います。

##### (イ) 多様な居場所と社会参加の機会の提供

###### ○ 居場所づくりの推進

- ・多様な居場所や学び・就労の機会を提供し、社会参加に向け、若者が気軽に立ち寄れるフリースペースなどの居場所を設置し、他者との交流や情報交換の場を提供します。

※1 ニート：総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方。

※2 ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続いている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。

(ウ) 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化

○ 関係機関との連携会議の定期的開催

・教育委員会、福祉、医療、労働、警察、地域住民代表などと、ニート・ひきこもりに関する情報共有と連携を行います。

・支援が必要なケースについては、個別に支援方針を決定します。

・中学校卒業生の状況について、高等学校と連絡・連携を図ります。

○ 家族への支援と理解促進

・ニート・ひきこもりの子どもを持つ家族向けの相談会などを開催し、情報提供や精神的サポートを行います。

○ 地域社会全体での理解促進と協力体制の構築

・各地区、民生児童委員、ボランティア団体などと連携し、地域社会全体でニート・ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発を行います。

#### (4) 障がいのある子どもの支援

##### ① 現状



- すべての子どもがそれぞれの個性や能力を伸ばし、地域社会の一員として安心して生活するために、障がいのある子どもへのきめ細やかな支援が求められています。
- 村では、障がい者福祉の充実を図るため、「障がい者福祉計画」を策定し、施策を展開しています。
- この計画に基づき、「障がい児※1本人と保護者の希望や個々の能力に応じた就学相談体制の充実」「障がいが懸念される児童を早期に発見し、障がい児の発達促進と、発達の段階に合わせた療育の推進と支援体制づくり」「障がい児を持つ保護者に相談の機会を設け、障がい児との関わり方などを相談できる場の充実」「保育施設のバリアフリー化や感染症対策など、障がい児保育の充実」「障がいのある子どもを育てる家庭への支援」などに取り組んでいます。

##### ② 課題

- 個々の特性に対応した教育・療育を、ライフステージに応じて受けられる支援体制の構築が課題として挙げられており、「障がい児福祉計画」に示されている施策への取り組みが必要です。

##### ③ 施策の展開

###### (ア) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

###### ○ 関係機関と連携した支援体制の整備

- 児童発達支援センターの設置及び、保育園などの育ちの場において各関係機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを進めます。

###### (イ) 児童発達支援センターの設置及び充実

###### ○ 児童発達支援センターの設置

- 既存の児童発達支援事業所であるたけのこ園、こども課、教育委員会事務局などの関係機関と協議し、児童発達支援センターの設置について検討します。

###### (ウ) 保育所（園）など訪問支援を利用できる体制の構築及び充実

###### ○ 保育所等訪問支援の体制の維持と充実

- 保育所（園）など訪問支援を行うことができる体制の維持と、更なる充実を検討します。

※1 障がい児：「障がい児福祉計画」において、「障がい者のうち満18歳に満たない児童」と定義している。

(エ) 重症心身障がい児・医療的ケア児<sup>\*1</sup>を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○ 児童発達支援事務所への支援体制の維持

- ・主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行うことができる事業所について、相談支援専門員を含めた体制を維持できるように検討します。

(オ) 医療的ケア児<sup>\*1</sup>支援のための関係機関との連携強化

○ 医療的ケア児への包括的支援の提供

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターを中心に医療機関等関係機関との連携を強化し、医療的ケア児が必要とする支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

---

※1 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰（かくたん）吸引や経管栄養等 の医療的ケアが日常的に必要なこども。

## (5) 医療的な配慮を必要とする子どもの支援

### ① 現状



- ・医療的な配慮を必要とするすべての子どもが、その状態に応じた適切なケアを受け、安心して生活し、地域社会の一員として成長できる環境を整備するために、きめ細やかな支援が求められています。
- ・教育において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、交流を通じて理解を促すことが望まれます。
- ・多様な個性を包摂する社会をつくる第一歩として、学校におけるインクルーシブな教育を推進することが求められています。
- ・障がい児の健やかな成長のために、その特性やライフステージに応じて、適切な療育や相談支援を受けられる環境の整備に取り組んでいます。
- ・児童発達支援事業所「たけのこ園」では、専門職による療育を行っており、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援も行っています。
- ・各学校では、必要に応じて医療的ケア児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置しています。
- ・医療的ケア児支援のため、医療的コーディネーターや看護師の配置などに取り組んでいます。

### ② 課題

- ・医療的ケア児が健やかな成長と学習・社会参加の機会を得ることは、将来の自立に影響します。本村のすべての医療的ケア児が、地域の中で安心して生活し、その可能性を最大限に引き出せる環境を構築するためには、専門人材の育成・確保、保育・教育現場における受け入れ体制の強化、そして多機関連携による包括的かつ継続的な支援体制の確立が必要となっています。

### ③ 施策の展開

#### (ア) インクルーシブ教育<sup>※1</sup>の推進

##### ○ 療育・教育相談体制の充実

- ・保健師、保育園、たけのこ園、子ども相談室、教育委員会事務局、自立支援協議会など、関係機関が連携・協力し、本人や保護者への早期からの療育・教育相談に応じる支援の充実を図ります。

---

※1 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的に、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み。

○ つながる支援の体制づくり

- ・義務教育修了後の支援が途切れないよう、制度・分野の枠を超えた支援体制を促進するとともに、「つながる支援の体制づくり」を推進します。

○ 専門家を中心とした相談体制の充実

- ・早期に適切な支援につなげるため、乳幼児健診などにおいて医師・保健師などの専門家を中心とした相談体制の連携を強化します。

(イ) 保育・教育現場における受け入れ体制の強化

○ 医療的ケア児の受け入れ環境整備

- ・障がいの有無に関わらず互いを尊重し合いながら、可能な限り共に教育を受けられるよう、受入体制の充実を図ります。

○ 教職員・保育士などへの研修実施

- ・医療的ケアに関する知識や技術、緊急時の対応方法について、教職員や保育士などへの研修を継続的に実施します。

(ウ) 医療的ケア児に対する理解と協力体制の構築

○ 家族への相談支援とピアサポート<sup>※1</sup>の促進

- ・医療的な配慮を必要とする子どもを持つ保護者向けの相談や交流する場を設けるなど、情報提供や精神的サポートができる機会について検討します。

○ 地域社会における理解促進と協力体制の構築

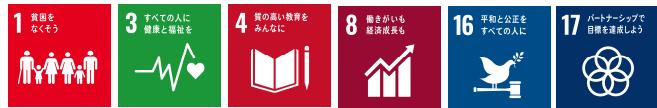
- ・各地区やボランティア団体などと連携し、医療的ケア児とその家族への理解を深めるため、地域全体で支え合う意識を醸成し、共生社会の実現を目指します。

---

※1 ピアサポート：同じような経験や悩みを持つ人同士が、互いに支え合う活動や関係性。専門家からの支援とは異なり、似た体験をした当事者同士が対等な立場で助け合う。

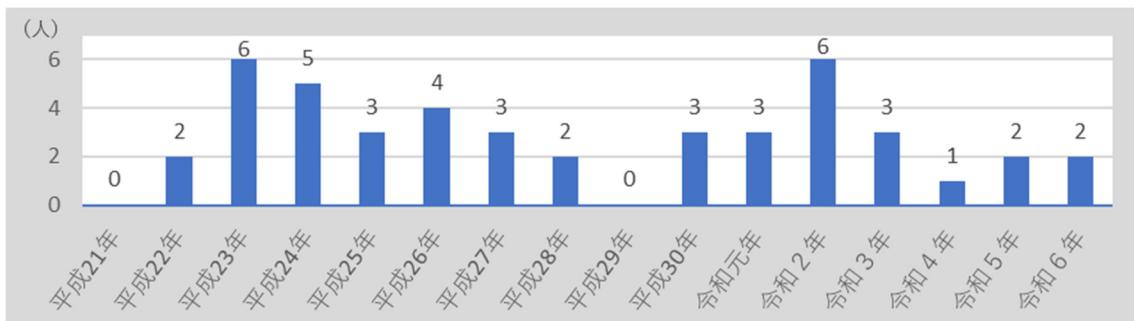
## (6) こども・若者のいのちを支える

### ① 現状



- ・すべてのこどもや若者が精神的に健康で安心して生活し、自分らしく生きることを選択できる社会を実現するために、その「いのち」を支える包括的な支援が求められています。
- ・本村の年間自殺者数※<sup>1</sup>（総人口（外国人を含む））は、令和4年において1人となっています。平成21年から令和4年までの14年間の平均は2.93人で、平成30年から令和4年までの5年間の平均は3.2人となっています。新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、全国的に自殺者数の増加があった令和2年においては、本村においても自殺者数の増加がみられました。

【本村の自殺者数の推移】



【資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料】

### ② 課題

- ・こども・若者の「いのち」を支えるためには、学校、家庭、医療機関、保健機関、福祉機関、警察、地域住民など、多岐にわたる機関や人々が連携し、重層的なサポート体制を構築することが不可欠です。
- ・しかし、それぞれの機関が持つ情報や支援内容が十分に共有されていなかったり、連携の仕組みが確立されていなかったりすると、必要な支援が遅れたり、途切れてしまったりするリスクがあります。
- ・地域社会全体でこころの健康問題への理解を深め、こども・若者を見守り支える意識が十分に醸成されていないことも課題と言えます。

※ 1 自殺者数：自殺者数に関する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられる。「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所を基にした統計であり、「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住居地を基にしている。

### (③) 施策の展開

#### (ア) 自殺のリスクを抱えたこども・若者を支える体制の構築

##### ○ SOS の出し方に関する教育の充実

・本村のすべてのこども・若者が、安心して SOS を発信でき、適切なサポートを受けながら、希望を持って未来を築ける環境を構築するためには、こころの健康に関する早期からの支援、相談しやすい体制の整備、そして地域全体で「いのち」を支え合う社会基盤を確立します。

・中学生へ向けて、こどもたちが困難やストレスに直面した際に、自身のこころの状態に気が付き、自ら信頼できる大人に相談できる力を身につけられるよう、具体的かつ実践的な教育を行っていきます。

##### ○ 相談窓口での対応

・電話やインターネット、SNS を使った各種相談窓口の連絡先の周知を行っていきます。

#### (イ) 経済的困難を抱えるこどもなどへの支援の充実

・経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品などの補助を行うことにより、就学を援助します。

・ひとり親家庭などへ、医療費助成やヘルパー派遣、高等学校生徒通学費給付、自立へ向けて給付金・手当などの経済的支援を引き続き行っています。

#### (ウ) 教員向け研修の実施

・児童生徒と日々接するすべての教職員が、こどもが発する SOS に対する気付き、SOS を受け止める力を身につけ支援し、必要な時は適切な支援機関につなげることができるよう研修などへの参加を推奨しています。また、教職員自身のメンタルヘルス<sup>※1</sup>に関する研修などへの参加を推奨しています。

---

※1 メンタルヘルス：体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。体が軽いとか、力が沸いてくるといった感覚と同じように、心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が沸いてくるような気持ちの時は、こころが健康といえる。

## (7) 特に配慮が必要な子どもの支援

### ① 現状



- ・家庭内の目に見えない児童虐待やヤング

ケアラーとして家族の介護などを行っているこども、日本語の力が未熟な外国籍のこどもなど、多様な困難を抱える特に配慮が必要なこどもたちが、状況に応じた支援を受け、安心して生活できる環境整備が求められています。これらのこととは、声を上げにくい場合が多く、支援が遅れるケースも少なくありません。

- ・本村では、就学困難な児童・生徒への経済的支援、外国籍児童・生徒への教育支援、遠距離通学への対応、養育困難な保護者などに対して支援などに取り組んでいます。また、各小中学校では児童の変化に気を配り、こどもの状態に変化がみられた場合には早急な対応を行う体制が構築されています。
- ・これらの課題は、特に配慮が必要な子どもの健全な成長、学習・社会参加の機会を阻害し、将来の自立や社会貢献に影響を及ぼす可能性があります。
- ・一方で、様々な困難を抱えた児童・生徒や保護者は、その内容から相談しにくいことがあります。相談しやすい体制の整備が求められています。

### ② 課題

- ・適切な支援を提供するには、早期発見・早期対応は必須です。行政、教育、地域が連携し、異変を察知し早期に対応できる体制が必要です。
- ・福祉、保健、医療、教育、警察など多機関の情報共有や連携と地域社会の理解・協力体制のもと、支援が途切れることのない支援が必要です。

### ③ 施策の展開

#### (ア) 早期発見・早期対応体制の強化と個別支援の推進

##### ○ 相談支援の強化

- ・特に配慮が必要なこども一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を充実させるため、保護者やこどもが安心して相談できる環境を整備し、初期段階からの相談支援を行います。

##### ○ 多機関連携によるスクリーニング※1の充実

- ・保健師、教職員、児童委員など、こどもと関わる多様な機関・職種が連携し、虐待や貧困、心身の不調など、特に配慮が必要な子どもの早期発見に努めます。
- ・情報共有のルールを明確化し、支援が必要なケースの把握に努めます。

※1 スクリーニング：多くの対象の中から、基準に合ったものを選び出すこと、または不要なものをふるい落とすこと。

(イ) 多様なニーズに応じた居場所と学び・育ちの機会の提供

○ 多様なニーズに応じた援助方針の検討

- ・南箕輪村要保護児童対策協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議により、子ども一人ひとりの状況を把握するとともに、支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有を図ります。

○ 多様な学びの場と居場所の確保

- ・学校における合理的配慮の推進や、放課後等デイサービスなど、子どもが安心して過ごせる多様な居場所や学びの場を確保します。

- ・地域での体験活動や交流の機会を提供し、社会性を育みます。

(ウ) ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築と地域連携の推進

○ 関係機関との横断的な連携体制の強化

- ・南箕輪村要保護児童対策地域協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、各機関の横断的な取り組みによる情報共有とケース検討を行います。

- ・乳幼児期から青年期まで、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取り組みを推進します。

- ・引き続き、個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

○ 地域社会における理解促進と協力体制の構築

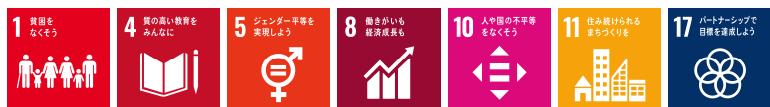
- ・地域住民、自治会、企業、ボランティア団体などと連携し、様々な困難を抱える子どもたちに関する正しい知識の普及啓発を行います。

- ・地域全体でこれらの子どもたちと家族を温かく見守り、支え合う社会の実現を目指します。

### 3 安心して家族を築く希望が実現できる社会づくり

#### (1) 結婚の支援

##### ① 現状

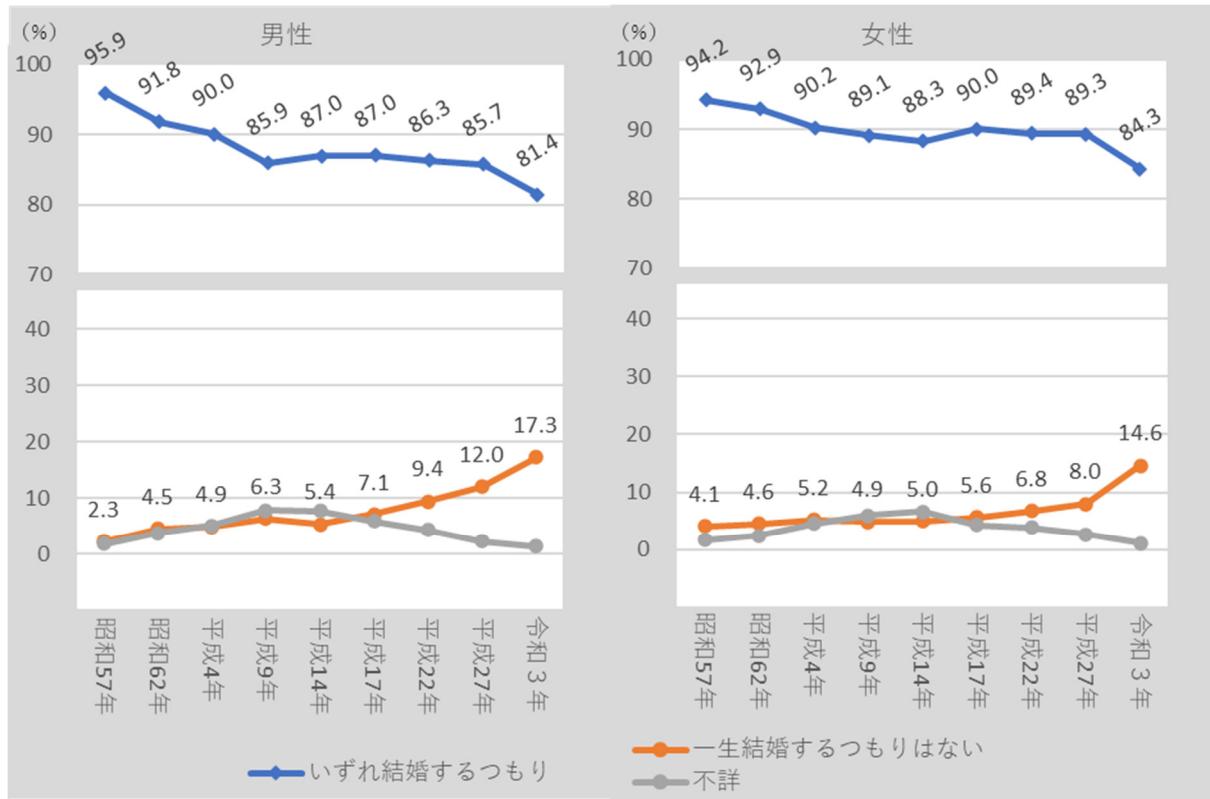


・本村は人口増加傾向にある一方で、全国的な潮流と同様に、未婚化・晩婚化の進行という課題に直面しています。結婚を希望する未婚者は約8割に上るもの、結婚希望者の割合は年々減少傾向にあります。

・結婚を希望するにもかかわらず独身でいる最も大きな理由は、「適当な相手に巡り合わない」ことです。具体的には、独身の異性との出会いの機会がないと回答する方が増加傾向にあり、新型コロナウィルス感染症の影響により出会いの機会が減少したことが要因の一つとして考えられます。インターネットやSNSを通じた出会いも増加しています。

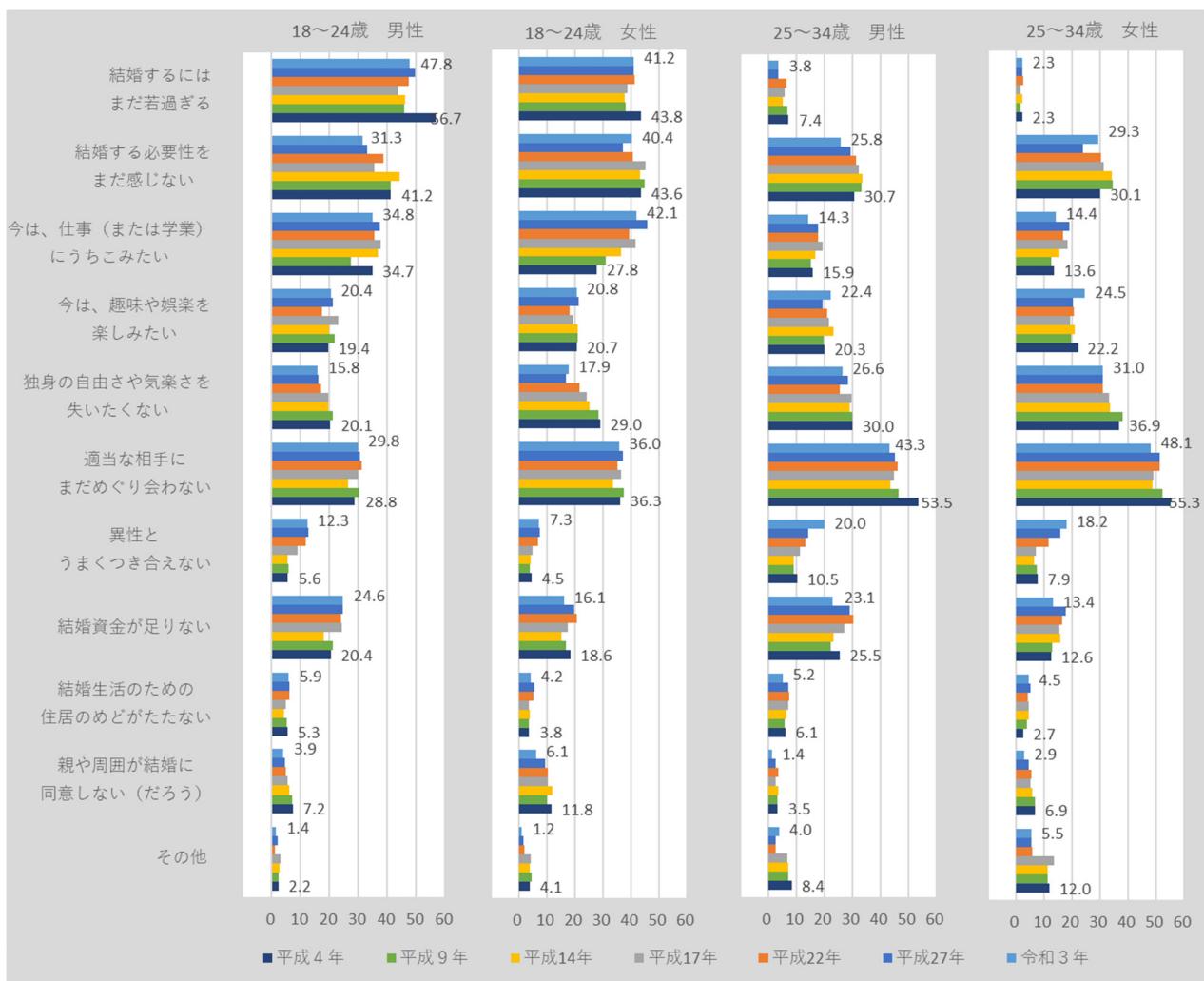
・婚活サポート「ゆいサポ南みのわ」を運営しており、長野県が運営する「ながの結婚マッチングシステム」の紹介やマッチングシステムの登録、利用の仕方などを紹介しています。民間で運営しているアプリは、幅広く相手を見つける等といった利点がありますが、「ながの結婚マッチングシステム」は、自治体が運営するという事で信頼性があります。また、AIによる効率的なマッチングに加え、専任相談員による丁寧なサポートを提供しています。

【18～34歳未婚者における結婚意思の推移（全国）】



【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

### 【18~34歳未婚者の独身でいる理由（全国）】



【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

#### ② 課題

- ・経済的な不安感が結婚に影響を与えている可能性が指摘されています。新型コロナウイルス感染症の影響で約2割の方が結婚に対して後ろ向きになり、その最大の理由として経済的な不安感を挙げています。
- ・結婚に伴う経済的負担の軽減や、若者の雇用安定、所得向上に取り組むことが不可欠です。

### (③) 施策の展開

#### (ア) 結婚に伴う経済的・心理的負担の軽減

##### ○ 若者の雇用安定と所得向上支援

・就業支援、若者の正規雇用化、スキルアップなどを支援することで、若者の雇用安定と所得向上を目指します。また、村内企業と連携し求人・求職情報の共有や合同説明会の開催、インターンシップ<sup>※1</sup>の促進などを通じて、雇用の安定とそれに伴う所得の安定を支援します。

##### ○ 子育て世代への経済的支援の継続・強化

・結婚後の不安要素の一つである子育てに必要な資金について、医療費助成など、子育て費用の負担軽減のための支援制度の周知を図ります。

#### (イ) 出会いの機会の創出の支援

##### ○ 南箕輪村結婚相談所「ゆいサポ南みのわ」による結婚支援

・ながの結婚マッチングシステム利用団体である、南箕輪村結婚相談所「ゆいサポ南みのわ」の機能の充実と周知を図ります。

---

※1 インターンシップ：社会に出る前の職場体験。企業で仕事をしている人の話を大学生が直接聞いたり、実際の仕事を体験したりすることで、業種・業界・職種の違い、社員の雰囲気、企業風土などを知ることができる。

## (2) 妊娠、出産及び子育ての支援

### ① 現状

・村「総合計画」では、自然とともに 世代を超えて育む持続可能なむらづくりに取り組み、誰もが安全・安心の暮らしを実感できる南箕輪村をめざすことを基本理念としています。



・妊娠・出産・子育てにおいて、特に、共働き世帯の増加や核家族化の進展により、家庭内の子育てに対する負担感が高まっています。妊娠中から出産、そして乳幼児期にかけて、親が抱える精神的・身体的・経済的な負担は大きく、これらを軽減し、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

・本村の合計特殊出生率は平成 30 年から令和 4 年までの平均が 1.61 と、国や長野県と比較して高い数値となっていますが、平成 25 年から 29 年の値と比較すると低下傾向にあります。また、人口置換水準<sup>※1</sup>に必要な合計特殊出生率 2.07 よりは低い値となっています。

・出産後、特に産後の孤立感や育児不安を感じる親が増えています。本村では、こども家庭センターで「切れ目がない支援のための連携会議（妊婦会議）」を開催し、それぞれのニーズに合った支援を行っています。

・産後ケアを必要とする出産後 1 年を経過しない母子に対し、村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行っています。

### ② 課題

- ・多様な働き方やライフスタイルに対応した保育ニーズの高まりがみられます。
- ・延長保育や一時預かり、病児保育など、保護者の就労形態や急な事情に対応できる柔軟な保育サービスの提供などのニーズへも、きめ細かく対応することが必要です。
- ・子育て中の保護者が安心して仕事と子育てを両立できるような、企業への働きかけや、地域全体での子育て支援意識の醸成も不可欠です。

※1 人口置換水準：すべての女性が人口レベルを維持するのに十分な数を出産し、死亡率は一定で、純移動はゼロと仮定した場合の合計特殊出生率。

### ③ 施策の展開

#### (ア) 妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援

##### ○ 妊娠期からの切れ目ない支援の強化

- ・こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、保護者が抱える様々な不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図るため、保健師など専門職が継続的に関わり、出産までの不安解消や情報提供を行います。
- ・面談などを通じてニーズを把握し、必要な支援へつなげる「切れ目ない支援」をさらに充実させます。

##### ○ マタニティスクール・ウエルカムベビークラスの充実

- ・妊婦及び父親に対して、妊娠、出産、育児に対する不安の解消とコミュニティの形成のために開催するマタニティスクール・ウエルカムベビークラスについて、内容の充実と多くの参加を促します。

##### ○ 産後ケアの充実

- ・産後うつや育児不安を抱える母親への早期発見・早期支援のため、産後ケア事業の充実及び利用促進を図ります。
- ・保健師などによる乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、子どもの各種検診時における声かけを行い、孤立しがちな家庭の早期把握、支援を実施します。

##### ○ 子育て情報の一元化と発信

- ・妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや支援情報などをまとめた村のホームページを充実させ、分かりやすく発信します。LINEなどのSNSを活用した情報提供も検討します。

#### (イ) 地域ぐるみでの子育て支援の推進

##### ○ こども家庭センターの活性化と機能拡充

- ・こども館などを、親子の交流の場だけでなく、育児相談、情報提供、一時預かりなど多機能な拠点として活用し、利用を促進します。
- ・地域の子育て経験者やボランティアを育成し、支援拠点や地域での見守り、声かけ、孤立した家庭への訪問など、多世代が子育てに関わる仕組みを構築します。

##### ○ 地域子育て支援ネットワークの構築

- ・保育園、幼稚園、小中学校、医療機関、民生児童委員、地域の団体など、多様な関係機関・団体が連携し、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークを強化します。

#### (ウ) 多様なニーズに対応した子育て支援

##### ○ 多様な保育サービスの提供と利便性向上

- ・保護者の働き方やライフスタイルに合わせた、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育などの多様な保育サービスを確保・拡充します。

○ 経済的負担の軽減と情報提供

- ・国の制度（妊娠のための支援給付、児童手当など）を確実に活用し、村独自の経済的支援（医療費助成、給食費補助など）についても、必要に応じて拡充を検討します。
- ・各種助成金や手当、減免制度などの情報が、対象となる家庭に確実に届くよう、周知徹底を強化します。

○ 子どもの居場所づくりと成長支援

- ・放課後児童クラブの充実や、子どもの貧困対策としての学習支援、子ども食堂<sup>※1</sup>など、地域における子どもの多様な居場所づくりを推進します。

---

※1　子ども食堂：家庭における共食が難しい子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。子ども食堂の活動は様々だが、親子で参加する場合も含め、子どもにとっての貴重な共食の機会の確保となったり地域コミュニティの中での子どもの居場所を提供する場となっている。

### (3) 就業の支援

#### ① 現状



- ・本村では、移住・定住による人口増加が続き、生産年齢人口は増加していましたが、今後、少子化、人口減少の進展に伴い、総人口、生産年齢人口ともに減少することが推計されています。
- ・男女別就労状況の推移では男性、女性とも就労者数、就業率ともに大きな変化は見られませんが、男性の人数がやや多くなっています。
- ・人口ビジョンによると、若者の社会動態は、大学卒業時とみられる 20~29 歳の転出が多くみられますが、ほぼ同数の転入も見られます。
- ・同計画によると共働き世帯の割合も、平成 22 年以降、増加傾向にあります。計画策定時に行つたアンケート調査でも、結婚を支援する取り組みについて「夫婦が共に働き続けることができる職場環境」、「経済的に安定した雇用環境の創出」との回答が多くなっています。
- ・子育て中の母親に対するアンケート調査では、フルタイムでの就労への転換希望の割合は少なく、パート・アルバイトとしての就労を続けることを希望しています。
- ・育児休業は、こどもが保育園に入園するまでの期間としている母親が多くなっています。このような中、「女性再就職トータルサポートセンター」において、女性の再就職をサポートしています。
- ・コロナ過を経て、テレワークやワーケーション<sup>※1</sup>といった働き方の変化が見られます。子育てしながらでも対応できる新たな就業形態として、定着しつつあります。

#### ② 課題

- ・特に女性が子育てをする 20 歳代後半から 40 歳代前半までは男女の就業率が他の年代と比較して大きな開きがあります。
- ・女性の雇用形態は正規社員とパート・アルバイトがほぼ同数であり、希望する・しないに関わらず、女性が不安定な雇用形態であることがうかがえます。
- ・育児休業については、母親の取得率が高くなっているのに対し、父親の取得率は低く、育児休業取得への考え方の違いがみられます。

※1 ワーケーション：「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、「リゾートホテルや地方のキャンプ場など、いつもの職場や自宅とは異なる場所で働き、同時に休暇取得も行うスタイル。

### (③) 施策の展開

#### (ア) 若者の若年層の職業観醸成と定着支援

##### ○ キャリア教育※<sup>1</sup>の充実と実践的な機会の提供

- ・村内の小中学校と連携し、地域社会人を招いた講演会や企業見学や体験を通じて職業観を養います。
- ・村内の企業が実施する高校生や大学生に向けたインターンシップを支援し、職業理解とキャリア形成、ミスマッチの解消を目指します。

#### (イ) 雇用の質向上と多様な働き方の推進

##### ○ 正規雇用の促進とキャリアアップ支援

- ・地域産業を支える人材の確保に向けて、若者や女性・退職者の就職支援に取り組みます。
- また、U・I・Jターンの促進のために、移住に対する支援やインターネットなどを通じた積極的な情報発信などを進めます。

#### (ウ) 村内への就職促進と魅力発信

##### ○ 大学・専門学校との連携強化

- ・長野県内外の大学や専門学校と連携し、長野県などが実施する企業合同説明会への地元企業の参加を促します。
- ・インターンシップや就労に必要な学習機会の提供などによる就職支援を行います。
- ・村の公式ウェブサイトやSNSを活用し、村内企業の魅力（安定雇用、多様な働き方、地域貢献）や自然豊かな生活の魅力を発信し、U・Iターン就職を促進します。

#### (エ) 子育て世代の女性の就職支援

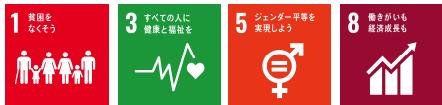
- ・女性再就職トータルサポートセンターと連携し、子育て世代の女性の就職を促すための女性のための再就職応援セミナーなどの研修制度を行います。

---

※1 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるこ  
とを通して、キャリア発達を促す教育。文部科学省による手引きは小学生からある。

## (4) 職場環境の整備

### ① 現状



- ・近年、社会で活躍する育児中の女性が増えています。しかし、職場の十分な理解が得られず、離職を余儀なくされるなど、キャリアをあきらめざるを得ない女性も多くいることが報告されています。
- ・全国では「マタニティハラスメント※1」や「パタニティハラスメント※2」といった妊娠・出産・育児に関するハラスメントも報告されており、対応が求められています。
- ・村「総合計画」では、地域を支える多様な人材の確保・育成を進めるとともに、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに努めることを男女共同参画の推進施策としています。
- ・村「男女共同参画計画」策定時に実施したアンケートでは、女性の家庭と仕事の両立について、「職場の理解がない」との回答が多く、また、男性が子育てや家事に参加しない理由を「女性の役割と思っている」「仕事が忙しく時間がない」「職場の理解が足りない」との回答が多くなっています。

### ② 課題

- ・本村において、家庭づくり、子育ての希望が実現できる社会を築くためには、多様な働き方を支える職場環境の整備が喫緊の課題となっています。
- ・アンケート調査においても、育児休業から職場に復帰する際に「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」など、職場環境に左右されている意見が見られ、仕事と育児・家事との両立を図るために、職場環境の整備が必要であることが伺えます。

---

※1 マタニティハラスメント：女性労働者が、妊娠・出産したことや産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことなどを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

※2 パタニティハラスメント：男性労働者が、育児のために育児休業・子どもの看護等休暇・時短勤務などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことなどを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

### (③) 施策の展開

#### (ア) 仕事と子育ての両立支援制度の普及・定着支援

##### ○ 育児休業取得支援の強化

・村商工会などの関係機関と連携して、企業・事業者に対して女性活躍推進の普及及び啓発を行うとともに、「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」※1の策定や女性の管理職等への登用拡大・職域拡大などに向けた、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。

##### ○ 安心して働くための支援

・安心して働き続けることができるよう、支援体制の充実を図ります。

#### (イ) 妊娠・出産・育児とキャリア形成の両立支援

##### ○ 再就職支援とキャリア継続サポート

・女性の就職、転職、再就職などへの相談体制の充実、女性の職業能力向上のために必要な情報の提供など、子育てで離職した女性の再就職を支援します。

---

※1 一般事業主行動計画：企業が従業員にとって働きやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図るために策定する計画。計画では、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を実現するための具体的な対策を明確にする。企業には多様な働き方や生活環境を持つ従業員を支援しつつ、持続可能な事業運営を実現することが期待されている。

## (5) キャリア教育の推進

### ① 現状



- ・本村では、子どもが将来、自分らしく生きるために生活や仕事、社会生活についてキャリア教育を実施しています。

### ② 課題

- ・少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う教育の一層の充実が求められているほか、変化の激しい社会の中で生き抜いていくための生きる力の育成を重視し、皆に寄り添った身近な教育の充実が課題となっています。
- ・快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、社会的・職業的に一人ひとりが自立していくことができる教育、キャリア教育の視点を取り入れることが必要です。

### ③ 施策の展開

#### (ア) キャリア教育の拡充

- キャリア教育を通じて、子ども一人ひとりの個性を伸ばす教育、自分に自信を持てる教育を推進するとともに、将来の生活や仕事、社会での役割や人との関わりの大切さを学ぶことができるキャリア教育を推進します。
- 教科学習や総合的な学習の時間を通して、仲間同士がそれぞれの考え方を認め、また対話することで、自己表現する力や探求する力を育むよう支援します。
- キャリアパスポートを活用し、児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の成長を自己評価することができるよう支援します。

#### ○ 事業所における職場体験の実施

- ・自然・農業体験学習や環境学習、福祉体験や職場体験など、社会体験を取り入れた学習の場や機会を充実させて「豊かな心情」を育むよう支援します。

#### (イ) 多様なライフデザインへの理解と支援

##### ○ 多様な家族形態・生き方の肯定的な理解促進

- ・様々な家族のあり方や、夫婦の協力関係の多様性について、「南箕輪村男女共同参画計画」などを活用した学ぶ機会を提供します。

・LGBTQ+※<sup>1</sup>に関する基本的な知識や、多様なセクシュアリティ・ジェンダー※<sup>2</sup>を持つ人々への理解を深めるための啓発活動を行います。

○ ライフデザインに関する情報提供と相談支援

- ・家庭づくりや子育てに関する行政サービスや地域の支援情報の発信体制を強化します。
- ・結婚相談、心配ごと相談、介護相談、子育て教育支援相談、健康・栄養相談、ママの就業お仕事相談など、ライフプランに関する個別相談を適切に運営し、不安や疑問に対しアドバイスを提供します。

---

※1 LGBTQ+：性的少数者を表す総称で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング）の頭文字を取った言葉。

※2 セクシュアリティ・ジェンダー：「セクシュアリティ」は、個人の性的特徴や意識、能力を指し、誰に対して性的または恋愛的に惹かれるか、または惹かれないとといった要素を含む。一方、「ジェンダー」とは、社会的・文化的に構築された性別の概念であり、男性や女性の役割、期待、行動を含む。これらの概念は、個人のアイデンティティや社会的な関係性に深く関わっている。

## (6) 地域の特性を生かした取組など

### ① 現状

- ・本村は、西側の山地や渓流など豊かな自然環境、大芝高原などの自然環境や設備が充実した公園施設などが整備されています。



### ② 課題

- ・地域の特性を活かし、子育て世代の交流を通じて魅力的な地域づくりを進めることが必要となります。

### ③ 施策の展開

#### (ア) 自然・農業資源を活かした子育て環境の創出

##### ○ 豊かな自然環境での体験機会の充実

- ・本村の豊かな自然環境と農業資源を最大限に活用し、こどもたちの健やかな成長を促すとともに、子育て世代の移住・定住につながる魅力的な地域づくりを進めるため、農林業体験活動（田植え・稲刈り、野菜の収穫、森林散策など）を、年間を通じて企画し、食育や環境教育の機会を提供します。

##### ○ 農業を通じた地域との交流促進

- ・村内の農家と連携し、子育て世代が農作業を体験できる農業体験イベント実施を支援します。

#### (イ) 地域コミュニティの活性化と多世代交流の促進

##### ○ 子育て支援拠点と地域コミュニティの連携強化

- ・子育て支援センター「すくすくはうす」やこども館などの拠点を中心に、地域のボランティア、NPO、民生児童委員などとの連携を強化し、地域全体で子育て世代を支えるネットワークを構築します。

##### ○ 住民参加型の子育て支援活動の奨励

- ・地域住民が主体となって行う子育て支援活動を支援します。
- ・子育てに関する困りごとを気軽に相談できる地域の居場所づくりを推進し、孤立感を解消します。

## (7) 社会全体の気運醸成

### ① 現状



- ・家庭づくりや子育ての希望を実現できる社会を築くためには、個別の支援策だけでなく、地域社会全体で子育てを支える気運を高めることが求められています。
- ・村「総合計画」では、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに取り組み、未来を担う子どもを育成するために、社会全体として子育てをすることとしています。
- ・子どもの健全な育ちを地域で支えていく取組みを推進することとしています。

### ② 課題

- ・男性の育児参加に対して、育児休業などの環境の整備が進められている一方で、地域社会全体では男性が育児休業を取得することや、日常的に育児に深く関わることに対する理解が十分でない場合があります。

### ③ 施策の展開

#### (ア) 子育てを応援する気運の醸成と地域連携の強化

##### ○ ながの子育て家庭優待パスポート事業<sup>\*1</sup>の推進と拡充

- ・長野県のながの子育て家庭優待パスポート事業を積極的に周知し、子育て世帯が地域で優遇される機会を拡充します。

##### ○ 地域ぐるみの子育て応援活動の奨励

- ・地域社会全体で子育てを応援する意識を高め、子育て世代が安心して子育てできる環境を醸成し、地域住民と子育て世代が自然に交流できる機会を創出するため、こども食堂を開催する運営団体、学校に行きにくい子どもの居場所となる教育支援センター、見守り活動など、地域住民や団体が主体的に行う子育て支援活動に対し、助成や情報提供、場所の確保などの支援を行います。
- ・子どもたちの登下校時の見守りや、地域での防犯活動を強化し、地域全体で安全・安心を守る意識を高めます。

\*1 ながの子育て家庭優待パスポート事業：地域全体で子育て家庭を応援する機運づくりを進めるため長野県・県内市町村と協動し、協賛店の協力のもと、妊婦がいる家庭及び18歳以下の子どもがいる子育て家庭を対象に、買い物などの際にカードの提示で割引など各種サービスを受けられる。

(イ) 男性育児参画への社会理解の促進

○ 「共育(トモイク)<sup>\*1</sup>」推進の啓発

- ・男性が育児に積極的に参画し、共に子育てを担うことを当たり前とする意識を醸成するため、村の広報誌やウェブサイト、SNSなどを活用し、男性が育児や家事に積極的に関わることの重要性や楽しさを伝える情報発信を行います。
- ・育児中の男性が参加しやすいイベントや交流会を企画し、男性同士のネットワークづくりを支援します。

○ 職場と地域の連携による男性育児支援

- ・地域住民向けのワークショップや交流会において、男性の育児参画の重要性や、夫婦で協力して子育てを行うことのメリットについて学び、意識改革を促します。

(ウ) 多様な子育て・家族形態への理解促進

○ 住民向け多様性理解講座の実施

- ・ひとり親家庭、共働き家庭、多文化家庭など、多様な家族のあり方や子育ての形について学ぶ住民向け講座を人権教育の一環として開催します。

○ 交流機会の拡充

- ・「こども館」、村民交流支援センター「すくすくはうす」を、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として活用します。

○ 地域全体での見守り・相談体制の強化

- ・子育て中の家庭の孤立に地域住民が気づき、行政が必要な支援につなげられるよう、情報共有の仕組みづくりを検討します。
- ・子育てアドバイザーやファミリー・サポート・センター協力会員など、子育て支援に取り組む人材の発掘・育成に努めます。

---

※1 共育(トモイク)：共働き・共育ての推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”的実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指し、特に、”企業”へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育て」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していく。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 本村の推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施するため、こどもや子育て当事者のニーズを把握するとともに、関係機関及び各担当課との連携をより一層深め、地域の実情に応じて効果的な施策を推進します。

#### (2) こどもの意見の尊重・社会参画の推進

こども施策の決定や実施に当たり、こどもから幅広く意見を聞くとともに、こどもが参画する機会を確保し、その意見が施策に反映されるようこども会議の設置等の検討を行います。

#### (3) 地域や関係団体などとの連携・協働

こどもの権利を保障し、こどもの育ちを地域全体で支えていくため、地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などの活動を支援するとともに、連携を図り協力しながら計画を推進します。

## 2 施策の推進体制

### (1) 点検・評価 (PDCA)

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組みの状況や成果・課題など進捗状況の点検を行い PDCA サイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、南箕輪村における「こども計画」の推進を図ります。

